

業務用空調システム契約(エコ・アイスプラス)

(オプション契約約款)

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の業務用電力またはオプション契約約款の業務用ウィークエンド電力もしくは業務用取引量別契約として電気の供給を受け、電気空調機器の蓄熱運転と蓄熱運転以外の運転とを組みあわせて行なう需要で、次のいずれにも該当し、この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の業務用空調システム契約（以下「旧オプション契約約款」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

- (1) 氷蓄熱式空調システム等の蓄熱式空調機器を有し冷暖房のための蓄熱式運転を行なうことでオプション契約約款の業務用蓄熱調整契約（高圧）の適用を受けていること。
- (2) 蓄熱式空調機器を含む電気空調システム（以下「総合電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお、この場合の総合電気空調システムの各機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、200ボルト以上といたします。

2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款42(需給契約の変更)または44(需給契約の廃止)により、この約款による契約を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) ピーク時間

冬期間（毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。）の毎日午後4時から午後6時までの時間をいいます。

(2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「空調システム割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 空調システム割引額

空調システム割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{空調システム割引額} = (2)\text{の非蓄熱電力量} \times (3)\text{の割引単価}$$

(2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、5（計量）により計量された総合電気空調システムのオフピーク時間における使用電力量から業務用蓄熱調整契約（高圧）4（料金）(2)の蓄熱電力量を差し引いた使用電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって非蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

非蓄熱電力量1キロワット時につき	4円32銭
------------------	-------

5 計 量

(1) 当社は、総合電気空調システムの非蓄熱電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に原則として低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）で計量いたします。この場合、総合電気空調システムは、専用の回路で施設していただきます。

(2) 非蓄熱電力量の計量は、標準約款22（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(3) 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準約款附則3（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(4) 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

6 そ の 他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから総合電気空調システムに関する資料を提出してい

たきます。

- (2) お客さまが、総合電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用ウイークエンド電力、業務用取引量別契約または業務用蓄熱調整契約（高圧）に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 対象となるお客さまについての特別措置

この約款実施の際現に旧オプション契約約款により所定の申込書で申込みをしていただき当社との協議が整ったお客さまについては、1(対象となるお客さま)にかかわらず、この約款を適用いたします。